

## 川崎市立図書館の定める

### 「川崎を知る―地域資料案内―」の「ゆかりの人物」選定基準

令和8年3月11日

7川教中図第861号

#### (目的)

- 1 この基準は、川崎市立図書館ホームページにて公開している「川崎を知る―地域資料案内―」の「ゆかりの人物」（以下「ゆかりの人物」という）を選定するために定めるものである。

#### (候補者の選定)

- 2 川崎市立図書館は次の要件の範囲にて川崎市との関連が特定できる人物を候補者として選定することができる。なお、対象となる人物は原則、物故者とする。

- (1) 著作及び伝記等、対象人物に関連する資料において、本人と川崎市との関係（川崎市域に住んでいた、活動の拠点があった等）が特定できる人物
- (2) 過去の文献や遺跡・遺物等に基づく研究成果によって川崎市との関係が特定できる人物
- (3) 川崎市文化賞及び川崎市文化市民大使等、川崎市の主催する事業での受賞歴、選任歴のある人物
- (4) 存命の場合でも、川崎市に特にゆかりがあると川崎市立図書館の推薦する人物で、本人又は関係責任者の承諾の得られた人物

(施行期日)

この基準は、令和8年3月19日から施行する。